

ヤスクニ・レポ 184

戦後70年にあって

——社会通念の変革を

代表 西川重則

1

新しい年を迎えて、決意を新たにしているところである。戦後70年の2015年にあって、より意味のある一年であって欲しいと心から願っている。しかし、現実にはむしろより悪い方向に行きつつあるように思われる。

たとえば、安倍首相の新しい年の始めの慣例であり何の問題もないと言わんばかりの姿勢で、まさに首相の恒例となっている宗教法人伊勢神宮参拝である。

伊勢神宮参拝が日本国憲法第20条(信教の自由、政教分離)に違反する行為であることは明白であるにもかかわらず、1月5日の午後多くの閣僚と共に参拝をし、参拝後、これまた恒例の記者会見を行なっている。私たちには聞きあきていた戦後70年の首相の決意である。

さて今回は、そのような首相の政治姿勢を直視しながら、改めて戦後70年にあって、最も基本的な問題のひとつである言葉の使い方、用い方について改めてよく考え、学び合うことの重要性を訴えたい。

事例は、何度も訴えている「追悼」と「慰霊」の区別、峻別の必要性についてである。「峻別」とは「少しもあいまいな点を残さず、けじめをつけること」(『新明解国語辞典 第六版』、696頁、参照、三省堂)。

私が講演や委員会などで、この種の問題を取りあげると、「社会通念になっているから仕様がなし」と言われるが、私自身は、その社会通念になってしまっている背景や要因について反省しないことの問題こそ私たちの課題ではないかと思っている。

たとえば、靖国神社問題について話し合う時、宗教法人靖国神社は「慰霊」と「顕彰」の神社であり、

「追悼」という言葉は使われていない。時代はさかのぼるが、靖国神社という名称が正式に用いられたのは、1879年6月4日であり、天皇の神社として今日まで靖国神社は存在している。

したがって、私が靖国神社のガイドを依頼された時、必ず靖国神社の成立過程を説明しているが、靖国神社にとって重要な春と秋の例大祭の日について、天皇がそれらの日程を決めたことを意味する「勅裁」(天皇の許可)は以上の通りであるという解説文について報告している。

それでは、なぜ靖国神社は、「追悼」と言わずに、「慰霊」という言葉を用いているのか。単なる言葉の使い方に過ぎないのか。先に報告したように、天皇の神社・靖国が1879年という今年から136年も前に改名され、天皇のため、天皇の国のために尊い生命を捧げることを目的とし、名誉の戦死・戦病死者を「英霊」と呼び、戦没者遺族だけでなく、天皇始め首相、閣僚、国会議員、その他すべての公務員の参拝が要望されるような社会通念という慣習が定着化し、戦後70年の今年も伊勢神宮参拝同様宗教法人靖国神社参拝が多くの人々に当然視されるのか。

2

以下、「慰霊」と「追悼」とを比較・検証し、改めて両者の峻別の重要性を強調し、「慰霊」の社会通念化の現状を問いたい。

「慰霊」が「死者の霊を慰めること」を意味するように、「追悼」も「死者の生前の事を思い出して、その死を悲しむこと」(上記の辞典の976頁、参照)とあり、死者と関係があるが、両者の意味は異質である。

日本語聖書（『聖書 新共同訳』、1987年、参照）によれば、民数記の20章29節に「アロンを悼んで泣いた」と記されているが、正しい訳である。原語のヘブライ語で、「悼んで」は、アロンを「追悼する」であり、バーカーという他動詞はアロンという死者の生前を「悼む」「悲しむ」であり、死者の霊を慰める「慰霊」とは異質な意味である。

したがって、「追悼」は、「死者の生前の事を思い出す」関係があるのであって、私の場合であれば、「ビルマ戦線で24歳の時、敗戦の状況にあって、逃げたが生命を奪われ「戦病死」という言葉に表わせない「戦没者遺族の悼み、悲しみ」という原体験を強いられた人格的な深い関係がある言葉であることを知らねばならない。

戦後70年の今も、健康だった兄が20歳の時に徴兵制により甲種合格で、敗戦必至のビルマ戦線で戦病死という、肉親にとっては想像もできない健康な身体で甲種合格の兄が病気になり、若い青年の兄が戦病死されたというたった一枚の国からの公報で空しい死を知らされるという敗戦後の私たちの悲しみを理解できるでしょうか。

敗戦の日の1945年8月15日に戦前の大元帥陛下、「昭和天皇」が、沖縄を捨て石作戦のぎせいとして、沖縄県民を死に追いやった6月23日の後も、なお侵略・加害の歴史と言うべき空しい戦争も止めることなく、天皇制の存続が予想されるに至った1945

年8月14日、天皇制の温存が確定されたと信頼して、臣下の死など問題にせず、ポツダム宣言によって、天皇の責任を問わないことが予想されたことを好機として、敗戦・戦争の終結を決意し、8月15日、戦争終結の詔書を放送するという「昭和天皇」の戦争責任あらわな歴史の事実を私は忘れることはできない。

私の兄はそれから丁度一箇月の9月15日に戦病死したこの歴史の事実、肉親の悼み・悲しみ！「慰霊」ではなく、「追悼」の原体験を、天皇は戦後長く生き続けた日々、戦没者遺族の思いを認識していたであろうか。

なお私はこの原稿を書きながら、「朝日新聞」（2005・6・29）の写真とその解説を読んでいる。「天皇・皇后両陛下サイパン訪問」、「バンザイ突撃」の海岸視察「砂の熱さ」に深くうなずく「玉砕」の島慰霊の足跡という大きな見出しの貴重な資料である。

サイパン島守備隊3万人全滅（1944・7・7、『年表 昭和・平成史』、中村政則他編、二一頁、参照）とあるが、「朝日新聞」は、「全滅」と書かず「玉砕」と書き、「追悼」とは書かず「慰霊」と書いている。今の天皇がヴァイニング夫人の教育、田中二郎氏の憲法教育などにより、「追悼」以外の言葉を使っていないことを報告し、終りたい（2015・1・12）。

## 2014年12月19日例会奨励 ルカの福音書2章10～14節、使徒の働き13章32～33節 「天で神にある栄光が地上でもあるように」村瀬 俊夫牧師（日本長老教会武蔵中会教師）

ルカのクリスマス物語では、マリヤが男子の初子を産んだ夜、ベツレヘム近くの地で野宿していた羊飼いたちに御使いが現れ、「あなたがたのために救い主がお生まれになりました。この方こそ主キリストです」と福音を告げるや、たちまち多くの天の軍勢が神を賛美しながら登場し、大合唱した。「いと高き所で神にある栄光が地上でもあるように。平和が御心にかなう人々にあるように」（14）。

この大合唱の私訳は、在来のもとは違う。詩形の韻文は、区切り方次第で別の読みが可能。いと高き所で神にある栄光が地上でも人々にあることが、クリスマスの恵みではないか。その栄光の内容が平和であり、そこにはいのちが溢れ、愛が満ちている。いのちを尊び、敵をも愛する思いから、「国は国に向かって剣を上げず、もはや戦いのことを学ばない」（イザヤ2:4）という平和が実現する。その開始を告げる出来事がクリスマスであるが、その恵みが「御心にかなう人々」とと

て確かなものとなるには、もっと偉大な出来事と向き合う必要がある。

その「もっと偉大な出来事」は、イエスの復活と昇天の出来事であり、その恵みを「御心にかなう人々」に確信させてくれる聖霊の働きであると、ルカ文書は教えてくれる。前者の事実を明らかにしているのは使徒13章に見られるパウロの説教である（32-33節）。旧約聖書に約束されたことを果たすため、神はイエスを復活させてくださった。その証拠聖句として引用されているのが、「あなたは、わたしの子。今日、わたしはあなたを生んだ」（詩篇2:7）である。

復活・昇天したイエス・キリストは、降臨した聖霊によって「御心にかなう人々」に内に宿り、平和を満たしてくださる。クリスマスの恵みは、活けるキリストを聖霊によって宿すことにより、「御心にかなう人々」の内に実現している。それで私たち「御心にかなう人々」は、クリスマスを喜び祝うのである。